

## 大江町放射線測定器貸出要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、町民の放射線等に対する不安を軽減するため、町が所有する放射線測定器（以下「測定器」という。）を貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出測定器)

第2条 貸し出す測定器は、次のものとする。

品名・規格	数量
榑掘場製作所社製 環境放射線モニタ R a d i P A - 1 0 0 0	2台

### (貸出しの対象者)

第3条 測定器の貸出しの対象者は、大江町内の次に掲げる団体の代表者とする。

- (1) 区等の団体
- (2) 学校、幼稚園、保育園等において組織された保護者団体
- (3) 地域づくり団体等の民間団体
- (4) その他町長が適当と認める団体

### (貸出期間)

第4条 測定器の貸出期間は、貸出しを受けた日も含めて5日以内の町長が定める日までとする。ただし、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

### (申請等)

第5条 測定器の貸出しを受けようとする者は、大江町放射線測定器借用申請書（別記様式1。以下「申請書」という。）により町長に申請するものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、運転免許証その他本人を確認できる書類を提示するものとする。
- 3 町長は、第1項の申請の内容を審査し、適当と認めるときは、測定器を貸し出すものとする。

### (転貸等の禁止)

第6条 測定器の貸出しを受けた者（以下「借受者」という。）は、その測定器を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 借受者は、申請書に記載した使用目的以外の目的及び営利目的に測定器を使用してはならない。

### (借受者の責務)

第7条 貸出期間中の測定器の維持管理は、別紙取り扱いの注意点を十分に理解した上で、借受者の責任において行われなければならない。

2 借受者は、測定器を破損し、汚損し、又は紛失したときは、借受者の負担において原形に復し、又は現品を持って弁償しなければならない。ただし、町長が特別な事情があると認めるときは、この限りでない。

(測定値の報告)

第8条 借受者は、申請書に記載した使用場所を測定した際の測定値について、放射線量測定値報告書(別記様式2)により町長に報告しなければならない。

(測定器の返納)

第9条 借受者は、測定器の使用を終了したときは、速やかに当該測定器を返納し、町長の検査を受けなければならない。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、測定器の貸出しに関し必要な事項は、町長が定める。

附則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。